

# 電子申告に関する要望事項

平成 21 年 5 月 26 日

日本税理士会連合会 情報システム委員会

はじめに

平成 20 年 9 月に IT 戦略本部より「オンライン利用拡大行動計画」が公表され、国税 15 手続を重点手続として平成 25 年度末までに利用率 65% という目標値が設定された。さらに、15 手続のうち先行手続として主に法人関係手続の 11 手続については、平成 23 年度末までに利用率 70% という目標値が設定された。

そのような中で、日税連では対外的には関係官庁、国会議員等に対して電子申告の問題点及びその解決策を訴え、対内的には税理士会員に対する新たな目標の策定、Q&A の改訂等を行い、電子申告の重要性についての周知を図ってきた。

また、平成 20 年 4 月からは第二世代の電子証明書を税理士会員に発行してきたところである。

国税庁においても、ここ数年の間に、税理士による代理送信、第三者作成の添付書類の送付不要、来署型電子申告、e-Tax による還付申告の処理期間短縮、所得税確定申告期間の e-Tax の 24 時間受付、ヘルプデスクの強化、確定申告書作成コーナーからの直接送信等、利用者視点に基づく使い勝手のよいシステム改善を多く実施してきた。

これらにより、平成 21 年 4 月に国税庁より発表された「平成 20 年度における e-Tax の利用状況について（概要）」によると、オンライン利用拡大行動計画の重点手続の利用件数は 1,432 万件に達し、前年対比 155.7% 増という結果を残した。

先行手続 11 手続については、平成 23 年度目標値 70% に近接する 55.3%、重点手続 15 手続についても 36.6% を達成した。

しかし、今後さらに利用率を伸ばすことは今まで以上に困難であることが予想される。既に 100% の電子申告達成率となっている税理士については件数がこれ以上伸びることはない。まだ電子申告を行っていない税理士、さらには個人をどうやって掘り起こすかが重要になってくるものと思われる。

電子申告を行える者は納税者本人若しくは税理士に限られていることから、税理士の電子申告普及における影響力は極めて高いと言える。税理士が率先して電子申告を利用し、その問題点、解決策を主張し、使い勝手のよいシステムに改善されていくことが電子申告の普及に直結するものであると確信している。

今回、実務家としての税理士及び利用者としての視点に立って要望事項の取りまとめを行った。「利用者視点に立ったシステム整備、サービスの改善」とは、すなわち「利用者 = 人の満足度向上」であり、真の意味での「利便性」の実感であると考えられる。利用者が各種行政手続でオンラインの利用に関し、より多くの利便性を実感すれば、必然的により多くの手続をオンラインで利用するようになるはずであり、オンライン利用が促進される結果となる。今回の要望事項は利用者の立場からの意見であり、利用率 65% 達成のためにも e-Tax システムに反映されることを強く望むものである。

## 電子申告に関する要望事項

### (恒久的インセンティブ)

#### 1. 電子政府の推進のために協力をした電子申告利用者に対して、恒久的な税額控除を創設すること。(継続)

電子証明書等特別控除の創設は、電子申告の利用率向上、公的個人認証サービスの電子証明書の取得率増加に一定の効果があったものと思われる。

しかし、平成 25 年度までに電子申告の利用率 65%達成を目指すためには、現行の電子証明書取得費用の補助目的控除ではなく、平成 23 年度以降については所得税における相応の金額の電子申告による継続的な税額控除を行うことは避けて通れないものと思われる。電子申告が普及すればするほど行政の効率化にも繋がり、電子申告控除の合理性を見出せるものと思われる。

なお、電子申告控除を創設した際には、税理士の代理送信により、電子署名を省略している納税者も紙の申告書を提出していない以上、当然に控除対象とすべきである。

### (過渡期における経過措置)

#### 2. 電子申告を行った者に対して、翌年度の紙ベースの申告書の事前送付をやめるとしても、何らかの方法で納税者及び税理士への情報提供を行うこと。(継続)

現在、紙で申告を行えば、翌年も紙の申告書用紙等が送られてくるにも拘らず、電子申告を行った場合には一切申告書等が送付されないため、メッセージボックスを見ない限り所得税の予定納税額の有無、振替納税の有無等が把握できない。

昨今、国税庁ホームページに膨大な税務情報が掲載されているが、全ての納税者が閲覧するわけではない。特に「申告書の書き方」は納税者の納税意識を高める手段として非常に効果的であったにも拘らず、電子申告を行った者には一切送られていない。このことは納税意識を高めようとする施策に逆行することとなる。現行の方法は、電子申告を行わない者に対する紙での過大な情報提供に比較して不平等な施策であると言える。今ではこのことが紙の申告から電子申告に移行しない最大の理由になってきている。

ついては、電子申告を行った納税者に対して、申告書の送付までは要しないものの、最低限、メッセージボックスの利用案内、申告期限の案内及び税理士関与の場合は代理送信を依頼した税理士への相談を促す旨を記載したハガキ等の送付を検討すべきである。

### (メッセージボックスの情報の充実)

#### 3. 納税者を代理する税理士が、納税者のメッセージボックスの全情報を参照できる

### **システムを確立すること。(継続、新規)**

現在、紙で申告を行った場合、翌年も申告書が郵送されてくるが、電子申告した場合には何も郵送されてこない。このことにより、納税者が申告を失念する可能性があるばかりでなく、申告・納税に対する意識を著しく低下させることに繋がっている。

したがって、納税者のメッセージボックスに通知される全ての情報を代理送信する税理士のメッセージボックスにも送信し、税理士が自身のメッセージボックスで全ての情報を確認できるようなシステムを構築すべきである。特に、所得税・法人税・消費税の各予定納税額の確認は税理士業務を行う上で当然の作業であり、電子申告において税理士が直接確認できるシステムとすることが必須である。

### **4. メッセージボックスの「お知らせ」に納税者氏名を表示すること。(新規)**

毎年1月20日前後にメッセージボックスに送信される「お知らせ」に関して、その画面左上部には利用者識別番号が記載されているのみであり、誰宛のものか判別がつかない。したがって納税者の氏名も記載して頂きたい。

### **5. メッセージボックスの内容の充実を図ること。(継続、新規)**

メッセージボックスの情報量については、今年大幅に改善されてきたところであるが、電子申告普及の観点からすれば、将来に向けてデータベースの拡充を図り、電子申告を行う者に対して、さらに多くの情報を積極的に提供すべきである。

については、以下の項目についてメッセージボックスにおいて情報提供して頂きたい。

- (1) 消費税届出区分については簡易でも本年度に簡易課税を適用できるか否かはわからないため、誤解を招きトラブルの元になる可能性も考えられる。紙の申告書では基準年度の課税標準をもとに正しい用紙を送って来ているのであるから、基準期間の課税売上高を表示すること。
- (2) 棚卸資産及び有価証券の評価方法、減価償却の方法、青色専従者給与の届出額等、納税者側から提出済みの届出情報を掲載すること。
- (3) 現在は消費税免税事業者であっても、過去に消費税課税事業者であり簡易課税制度選択届出書を提出していた場合、個人に対する「申告のお知らせ」には、その提出状況が表示されない。今後、課税事業者となる場合に必要な情報であることから、免税事業者であっても消費税に関する事項(簡易課税制度選択届出書、消費税課税期間選択届出書等の提出状況など)を表示すること。  
また、法人の場合には法人税と消費税それぞれに申告のお知らせがあり、免税事業者には消費税のお知らせが来ない。法人の消費税免税事業者にも、上記のような消費税に関する事項を表示して情報提供すること。
- (4) 振替金融機関の口座番号(下4桁程度)、前年所得税等の還付加算金の金額等を確認できるようにすること。

- ( 5 ) 平成 21 年度分の地区相談会場等に来所する納税者が平成 19 年度及び 20 年度分で特別控除を受けたか否かの判定に必要となるため等の事由により、平成 19 年度及び 20 年度に電子証明書等特別控除を受けた納税者に対して、その事実を掲載すること。

### **( 国税と地方税のデータ連携 )**

#### **6 . 国税・地方税のデータ連携を早急に実施すること。( 継続 )**

現在、電子申告した場合、国側は市町村に対して当該データを紙にプリントして提供し、市町村側が再度データ入力しているものと予想される。国税・地方税のデータ連携により、それらの作業が不要となれば、利用者のみならず行政側にとっても効率化が実現されるものと思われる。

実際、訂正申告を数度行った場合、国税と市町村との間の連携不備により、地方税の課税が訂正前の所得で課税され、課税の現場で混乱が起きたこともあった。

### **( 全市町村の eLTAX 導入 )**

#### **7 . 全市町村が eLTAX に参加すること。( 継続 )**

eLTAX の普及が進まない原因の一つに市町村レベルの参加がないことが挙げられる。利用者の立場からすると、法人の申告において国・都道府県・市町村に対し同時に電子申告ができなければ、電子化のメリットを享受できたという実感はない。

については、政令指定都市のみではなく、全市町村において eLTAX が利用できるよう早急に整備を図るべきである。

その際、電子政府の重要な特色として、距離を感じさせないことが挙げられていることから、離島や遠隔地対策が優先的に行われると、電子政府の効果を実感できるとともに広報効果も期待できるものと思われる。

### **( 確定申告書等作成コーナー )**

#### **8 . 国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーを改善して、税理士会の税務支援事業や税理士事務所で利用しやすい環境とすること。( 新規 )**

- ( 1 ) 新規納税者は利用者識別番号を持っていないため「電子申告等開始届」を作成コーナーから提出して代理送信する場合、初期登録画面で納税者の「電子証明書の登録を行わない」を選択すると、開始届に記載した納税者情報が所得税申告書作成に引き継がれず、最初からの再入力となる。

基本的には納税者自身が開始届を提出後、引続き申告書を作成する場合の利便性を考慮したシステム作りであるため、代理送信時には返って不便となっている。

については、税務支援会場等で税理士が代理送信で電子申告することを想定して、税理士の場合の入力専用画面を作って頂きたい。

- ( 2 ) 「電子申告を行う際の確認事項( 準備編 )」の最初の画面での各種のチェックについては、税務支援会場設置のパソコンは一度行えば十分で、納税者毎に行うこ

とは時間のロスである。(現実にはショートカットを作成して省略型で行うよう指導しているが、全国的に周知されていない)

税理士専用画面を設けた場合には、この部分の入力を何度も行う必要がないようにして頂きたい。

- (3) 税理士が送信する場合、納税者とのダブル署名、税理士のための単独署名の2通りのケースがある。いずれにしても「日税連電子認証局発行のICカードマネージャー」の方が「公的個人認証クライアントソフト」より利便性があるため、税理士専用画面を設けた場合は「日税連電子認証局発行のICカードマネージャー」のみの対応として頂きたい。
- (4) 開業早々等の理由により顧客数が少ない税理士が電子申告する場合、作成コーナーが大変便利である。このような税理士が代理送信を行い、関与先に申告書や決算書の写しを渡す際、税理士事務所所在地や税理士名がプリントされると商品価値が上がり利用価値が増大する。折角記入欄があるので入力してプリントが出来るようにして頂きたい。

## (その他)

### 9. 受付時間を拡大すること。(継続)

確定申告期の24時間対応は非常に便利であった。現在は通常時間に戻ってしまったが、今後とも柔軟に利用可能時間の拡大を実施していくべきである。

具体的には、今年改善される5月以外の月末の土日の運用が行われれば、より効果的であると思われる。

### 10. ベンダーソフトにおいて作成する帳票の出力形式をXMLやXBRL形式とするよう税務システム連絡協議会に対して要請すること。(継続)

税理士は、単一のベンダーソフトを利用するケースよりも、複数のベンダーソフトを使い分けているケースが多い。一方で、ベンダーはユーザーである税理士を自社システムのみ利用させることを目的として、自社ソフト作成データのみを送信可能としているのが現状である。

そのため、複数のベンダーソフトを利用している税理士が電子申告を行うには、必ず添付書類(勘定科目内訳書等)が発生し、別送する手間がかかり、結果的に電子申告を回避するケースが多発している。ベンダーの営業方針を否定するものではないが、これにより電子申告の普及が阻害されている側面もある。

利用者側からすれば、他者ソフト間でのファイルの互換性を持たせることが理想ではあるが、それが実現しないまでも、例えば、法人税の申告と概況書はA社のシステムから送信し、財務諸表と勘定科目内訳書はe-Taxに組み込んだものを送信可能なシステムとされることを望むものである。

については、e-Tax関連ソフト(ベンダーソフト)において全てのXMLやXBRL形式の帳票を自由に組み込み、送信できるシステムとするよう国税庁からベンダー各社

に対して要請すべきである。

#### 11. 送信後のデータの利用目的及び電子申請等証明書の利用価値を高めること。(継続)

現在、電子申告を行った場合、送信後のデータそのものは電子申告以外に利用するケースは殆どない。また、平成 19 年度から開始された電子申請等証明書についても、まだ利用する機会は少ない。

については、これらのデータが電子申告以外にも利用されるよう金融機関等へ広報すべきである。二次利用の機会が増加すれば、電子申告の利用促進に繋がるものと思われる。

#### 12. エラーの際、考えられる主な原因など、次の対処がしやすいメッセージを表示すること。(継続)

エラーメッセージについては、今年システムの修正によって大分改善されたものの、まだエラーの際のメッセージの内容が不明瞭な場合がある。

e-Tax ソフトでは、電子署名時に初めてスキーマエラーが表示されるが、エラーメッセージの意味が分からず、また、間違っている箇所も明確に表示されない場合もあることから使い勝手が悪く、e-Tax ソフトを利用する者にとって妨げになっている。

については、スキーマチェックを電子署名時ではなくデータ作成終了時に実施し、エラーが発見された場合には、エラー箇所に色をつける等、分かりやすい工夫をすべきである。

なお、内容が不明瞭なエラーメッセージについては、具体的に提示する。

#### 13. 贈与税を電子申告対応すること。(新規)

一般的に贈与税は所得税に比べて申告件数が少ないものの電子申告に馴染みやすい税目と考えられる。「税務署に行かなくても自宅、オフィス、税理士事務所から手続きができる」という電子申告のキャッチフレーズとの整合性を図るためにも、贈与税について、早急に電子申告に対応して頂きたい。

#### 14. 対応文字数及び入力可能文字数を増やすこと。(継続、新規)

青色決算書や財産債務の明細等、電子申告に対応した諸様式の文字の入力数が少なすぎる。字数制限、使用文字制限を解決し、  
、  
、<sup>2</sup>m など特殊文字が入るようにして頂きたい。

ベンダーソフトを利用している税理士は、自身が利用しているベンダーに対して文字の入力数を多くするよう要請してきているが、当該ソフトで作成した各種の帳票を電子申告に対応するように変換すると、多くの場合、文字の一部が文字数制限により変換されずに消去されてしまう。その結果、受け手側の税務署では理解でき

ない内容となり誤解を受ける原因となっている。

については、ベンダーソフトの各種帳票の文字数を調べ、利用件数の多いベンダーソフト各社の採用している文字数を十分に考慮すべきである。また e-Tax と eLTAX における使用可能文字に差異があるので双方調整のうえ、統一して頂きたい。

以上